

社会福祉法人和泉福祉会 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人和泉福祉会（以下、「法人」という。）の定款第24条及び定款第9条の規定に基づき、役員及び評議員及びの報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定款等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
役員に対して、各年度の総額が、400,000円を超えない範囲で、この規程に基づいた額を報酬として支給することができる。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、日当等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 役員の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給する事ができる
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会または監査の業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。
- 4 評議員の報酬については、定款第9条に定める金額の範囲内で、評議員の出席等、その都度支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は、次の通りとする

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 2 理事会及び評議員会の出席等の都度 | 一人一律5000円（源泉をのぞく額）とする。 |
| 監査の業務等の都度 | 一人一律5000円（源泉をのぞく額）とする。 |

(費用)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行や研修出張に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

- 2 前項の費用の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別途、定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。